

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300416001	30年4月16日	30年5月24日	30年6月29日	ビッグデータを利活用するための法整備等を行うこと	<p>【要望内容】 ア.ビッグデータの開放と利活用促進に向けた法整備等 イ.政府における堅固なサイバーセキュリティ体制の構築</p> <p>【理由】 人口減少社会において経済成長を実現していくためには、第4次産業革命等の技術革新の成果を社会実装していくことが必要であり、ビッグデータの開放と徹底的な利活用が重要なカギとなる。 ビッグデータを活用した民間企業の新商品・新サービスの開発、新市場開拓を進めるためには、公共データのオープン化や企業間のデータ流通のルールなど、その適正な利活用を促す法整備や、ガイドライン等の策定が必要である。 また、官公庁や企業を狙ったサイバー攻撃が多発しているため、政府において、スマート社会(Society 5.0)に対応する、日本全体の堅固なサイバーセキュリティ体制を構築する必要がある。</p>	日本商工会議所	内閣官房 総務省 経済産業省	<p>【アについて】 我が国では、ビッグデータの利活用が進んでおらず、諸外国に比べて遅れをとっている状況です。また、利活用の状況としても、わが国企業では付加価値拡大等の高度なデータ利活用を行えていない状態です。加えて、製造現場等のリアルデータ利活用への関心は急速に進んでおり第四次産業革命等による技術革新の必要性は高まる一方で、特に官民が保有するデータを開放するための具体的な法制度は整っていませんでした。</p> <p>公共データのオープン化については、2016年12月に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」の第11条において、①国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務化、②事業者が保有する官民データであって公益の増進に資するものについては、同様の措置を講ずる努力義務が規定されました。 また、2017年5月には、オープンデータ・バイデザインの考えに基づき、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本方針を定めた「オープンデータ基本指針」を策定し、行政が保有するデータの原則公開等のルールが明確化されました。 これらに基づき、オープンデータの取組を推進しております。</p> <p>【イについて】 「国民一人一人のサイバーセキュリティに関する認識を深め、自発的に対応することを促す」、「サイバーセキュリティに対する脅威による被害を防ぎ、かつ、被害から迅速に復旧できる強靱な体制を構築するための取組を積極的に推進」を基本理念として、具体的には ①国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する統一した基準の策定や、基準に基づく施策の評価(監査を含む) ②重要社会基盤事業者等における基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進等 ③中小企業者その他の民間事業者及び大学その他の教育研究機関が自発的に行うサイバーセキュリティの促進(相談を含む)、必要な情報の提供及び助言を実施しています。</p>	<p>【アについて】 生産性向上特別措置法(第2章第3節) ※公共データのオープン化については、官民データ活用推進基本法(第11条1項、2項)</p> <p>【イについて】 サイバーセキュリティ基本法第3条、第13条、第14条及び第15条</p>	<p>【アについて】 対応可能</p> <p>【イについて】 現行制度下で対応可能</p>	<p>【アについて】 2018年5月に成立した生産性向上特別措置法により、データ連携・共有事業認定制度・税制制度を創設しました。IoTの進展により流通量が爆発的に増えているデータに対して、産業における競争力強化や社会課題解決に向けた利活用を促進するため、協調領域におけるデータの収集・活用等を行う民間事業者の取組を、セキュリティ確保等を要件として主務大臣が認定し支援します。一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる取組については、それに必要となるシステムや、センサー・ロボット等の導入に対して、特別償却30%又は税額控除3%（償上げを併用場合は5%）を措置いたします。さらに、所定の情報管理を行っていることの確認を受けた特定革新データ産業活用事業者が、主務大臣を經由し、データを保有する関係省庁・公共機関等からのデータ提供を要請できる制度を創設します。上記措置は2018年6月に施行されました。</p> <p>公共データのオープン化については、「官民データ活用推進基本法」および「オープンデータ基本指針」等に基づき、引き続き、オープンデータの取組を推進してまいります。</p> <p>【イについて】 国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進、民間事業者及び教育研究機関等の自発的な取組の促進を引き続き実施し、わが国におけるサイバーセキュリティ体制の構築に努めてまいります。</p>		
300416003	30年4月16日	30年5月24日	30年7月23日	自動運転技術の開発と法整備等を加速すること	<p>【要望内容】 自動運転を実現するための法整備等</p> <p>【理由】 運輸分野においては、ドライバー不足による倒産も発生するなど、人手不足が深刻化している。また、高齢ドライバー等による事故も多発している。現在、政府が進めている隊列走行や、民間企業が進めている無人運転等の実験は、人手不足の解消や事故防止の有力な解決手段であるため、速やかに実現できるよう、必要な技術開発と法整備を加速する必要がある。</p>	日本商工会議所	内閣官房	<p>現在、日本各地で行われている公道での実証実験においては、制度整備の進展を受けて、各地で完全無人車(遠隔監視・操作者あり)による実証実験が可能となるなど、我が国の実証実験を行う環境は世界トップレベルとなっています。</p> <p>また、自動運転の市場化に向けた制度整備については、政府全体の制度整備の方針である「自動運転に係る制度整備大綱」を、2018年4月に内閣総理大臣を議長とする「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)」にて決定しており、それに基づき各省庁にて関連法制度の見直し検討を実施しています。</p>		<p>検討に着手</p>	<p>公道実証実験における制度整備の概要は以下のとおりです。 ・2016年9月の「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」(警察庁)で、運転者が実験車両の運転に専念し、緊急時に必要な操作を行うことができる自動運転システムの公道実証実験は、特段の許可や届出なしに実施可能であることが明確化されました。 ・2017年2月の「道路運送車両の保安基準に基づく関係告示の改正」(国土交通省)で、ハンドルやアクセル・ブレーキペダルを備えない車両でも、速度制限、走行ルートの限定、緊急停止ボタンの設置等の安全確保措置を講じれば、公道実証実験が可能になりました。 ・2017年6月の「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」(警察庁)で、実験車両の運転者席に運転者がいなくても、外部に遠隔監視・操作者がいれば、道路使用許可を受けて公道実証実験が可能となりました。 これらの制度整備により、石川県輪島市で行われた完全無人車(遠隔監視・操作者あり)をはじめとして、国土主導の実証実験だけでなく2017年度に16か所以上で実施されています。</p> <p>「自動運転に係る制度整備大綱」では、2020年～2025年頃の、自動運転車と従来の非自動運転車が混在する過渡期を想定し、その頃に市場化が期待されている、 ・自家用自動車の高速度道路での自動運転 ・物流サービスにおける高速度道路でのトラックの隊列走行 ・移動サービスにおける限定地域での無人自動運転移動サービスを検討範囲として、以下の項目について検討の方針を決定しています。 ・安全性の一体的な確保の考え方 ・車両の安全確保の考え方 ・交通ルールの在り方 ・責任関係 ・運送事業に関する法制度との関係 ・その他</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に審査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300416019	30年4月16日	30年5月24日	30年6月15日	法人設立手続をオンライン・ワンストップ化すること	<p>【要望内容】</p> <p>ア. 定款認証に電子申請の仕組みを構築すること イ. 取得に手間とコストがかかっている添付書類を行政機関間の情報連携により徹底的に削減すること</p> <p>【理由】</p> <p>法人の設立にあたっては、法務局への届出の前に、公証人役場において、公証人による面前での定款認証が必要となり、オンラインでの手続ができないため、電子申請の仕組みを構築する必要がある。また、「登記事項証明書」などを何度も手数料を支払って入手し、行政のそれぞれの窓口で提出する必要があるため、行政機関間の情報連携により、添付書類を徹底的に削減することが求められる。</p>	日本商工会議所	内閣官房 法務省	<p>ア. 定款認証に電子申請の仕組みを構築すること 定款認証の手続については、公証人の面前確認が必要なため、公証人役場に出頭する必要があります。</p> <p>イ. 取得に手間とコストがかかっている添付書類を行政機関間の情報連携により徹底的に削減すること 法人設立登記後、各行政機関において手続の添付書類として登記事項証明書が必要とされている場合には、登記手数料を納付して登記事項証明書の交付を請求する必要があります。</p>	<p>公証人法第62条/3第3項、公証人法第62条/6 商業登記法第10条</p>	<p>手 検 査 に 着 手</p>	<p>ア. 定款認証に電子申請の仕組みを構築すること 現在、オンラインでの手続が可能となるよう、電子定款を対象として、テレビ電話等による定款認証を可能とする取組を予定しているところです。</p> <p>イ. 取得に手間とコストがかかっている添付書類を行政機関間の情報連携により徹底的に削減すること ・登記事項証明書(商業法人)の提出を必要とする全手続について、2020年度以降、登記事項証明書の提出の原則不変化を実現するため、法務省において、2020年度までに、各府省のニーズを踏まえて、情報連携の仕組みを構築するとともに、各府省において、各手続における登記事項証明書の省略の実施に向けた検討を進めることとしています(デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント関係会議決定)参照)。</p>	△	
300416020	30年4月16日	30年5月24日	30年11月27日	行政手続の電子化を進めるための環境を整備すること	<p>【要望内容】</p> <p>ア. 省庁横断・ワンストップで電子申告申請が可能となるシステム環境の構築 イ. 電子申請におけるできるだけ簡易な本人確認方法の検討</p> <p>【理由】</p> <p>行政手続を行なシステムは、国税は「e-Tax」、地方税は「eLTAX」、社会保障などは「e-gov」、登記は「登記・供託オンライン申請システム」と林立しており、それぞれに対応しなければならぬ。このため、省庁横断・ワンストップで電子申告・申請が可能となるシステム環境を構築することが必要である。また、電子申請するまでの手間や金銭のコストが、導入の障害となっているため、電子証明書やICカード・ドライバを必要としないできるだけ簡易な本人確認の方法を検討する必要がある。</p>	日本商工会議所	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省	<p>官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)において、国は、行政機関等に係る申請、届出、届分の通知その他の手続に關し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとするとしており、また、官民データ活用に資するため、相互に連携して、自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直しその他の必要な措置を講ずるものとするとしています。</p>	<p>官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>国においては、制度の趣旨を踏まえ、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)を定め、行政サービスの利便性向上を目的に、保有する行政サービスや行政データに関するAPIの整備を推進し、民間サービスも含めた他サービスとの連携を促進することで、行政サービスだけでなく、利用者が日常的に接する民間サービスや地方公共団体のサービスまでを含めたワンストップ化(コネクテッド・ワンストップ)を推進することとしています。また、電子的な本人確認等の手続についても、行政手続における本人確認等の手法として広く用いられているマイナンバーカード等を用いた電子署名に加え、情報システムの取り扱う情報や行政サービスの性質等を勘案し、電子署名以外の電子認証等の適切な技術選択を行うことが重要であるとしています。具体的な取組としては、介護、死亡・相続、引越し等をワンストップ化の先行分野として取り組み、得られたノウハウや成果を他の分野に展開していくとともに、手続の取り扱う情報や行政サービスの性質等を勘案した上で、個々の手続きの本人確認手法の見直しができるよう、推進して参ります。</p>	△	
300906001	30年9月6日	31年1月22日	2年1月23日	「激甚災害法」のあり方の検討と災害時におけるマイナンバーカードの機能強化	<p>わが国は、地震、台風、豪雨、津波、豪雪等が頻発する災害大国であり、特に近年は、地球温暖化による環境変化もあり、災害が切れ目なく多発するとともに、複合化、激甚化し、かつ常態化している。地域経済が脆弱化している中での激甚災害は、地方創生の取り組みに大きな打撃となり、販路や観光客等を失った被災企業は、売上の減少など厳しい経営環境に晒され、廃業を余儀なくされる企業も多い。これに伴い、地域を離れていく若者もいる。また、被災の影響は、被災地以外の取引先など広範囲に及び、経済的な負の連鎖が発生している。しかし、こうした地域の復旧を支援する「激甚災害法」は、全国を対象とした「本激」と市町村を対象とした「局激」に明確に分かれており、同じような被害でも本激と局激では支援策に大きな差がある。このため、市町村の区域に着目した復旧ではなく、広域的な経済再生を含む復興に資する「激甚災害法」および「激甚災害指定のあり方」を検討すべきであり、これらに関して、国政の生命・財産を守り、経済回復を図ることにはできない。また、今後予想される首都直下型地震や南海トラフ大地震といった大規模災害を回避し、重篤な被災時においては、住民の迅速な安否確認や被災者の識別・特定、救急対応が極めて重要であり、避難所においても、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な実施が求められ、マイナンバーカードが果たし得る役割は大きい。従って、マイナンバーカードのさらなる普及に取り組む上でも、災害等の緊急時には、本人同意のもと、個人の必要な基本情報を適宜閲覧できるIDカードとしての機能の追加を早急に検討すべきである。これは被災時のみならず、平時の救急活動等においても個人の「安心」と「安全」な暮らしを確保するための貴重な手段になると考える。</p>	日本商工会議所	内閣官房 内閣府 総務省	<p>【激甚災害制度】 激甚災害制度では、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害に指定することとしています。 激甚災害の指定については、地域を指定せずに適用措置を指定する「本激」と、市町村単位で適用措置を指定する「局激」がありますが、「本激」と「局激」で適用措置の内容に違いはありません。 【総務省】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項により、マイナンバーカードのおもて面には顔写真と基本4情報(氏名、性別、住所、生年月日)が記載されており、個人の基本情報を確認することが可能となっています。また、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第17条第1項により、各府省庁や地方公共団体のほか、総務大臣の認定を受けた民間事業者等については、マイナンバーカードに搭載されたICチップ内の電子証明書を使うことにより、電子的に本人確認を確実に行うことも可能となっています。</p>	<p>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律</p>	<p>事実確認 総務省 現行制度下で対応可能</p>	<p>「制度の現状」欄に記載のとおり、「本激」と「局激」で適用措置の内容に違いはありません。なお、災害時の中小企業に対する支援策において、全国レベルの被害と市町村レベルの被害で支援の内容に差があるという質問をいただきましたが、当該支援策は中小企業庁による独自の支援制度であり、激甚災害法とは関係がないことを念のため申し添えます。 【総務省】 災害時等のマイナンバーカードの活用について、例えば、避難所において住民の避難状況を正確に把握し、適切な支援を行えるようにするため、昨年度、マイナンバーカードを活用した避難所入退所管理の在り方に係る検証及び検討を行ったところです。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については(本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300928013	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	ワンストップサービスのインフラを活用した民間事業者からの照会を契機とした民間における情報連携基盤の構築	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引越しや死亡・相続に関するワンストップサービスのインフラを活用した、本人の事前同意を前提に民間事業者からの照会を契機とした民間における情報連携基盤を構築いただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 『デジタル・ガバメント実行計画』(2018年1月16日eガバメント関係会議決定)において課題提起されているとおり、引越しの際、転居者が住所変更手続をとるべき相手方を網羅的に把握できず、手続漏れが生じる場合がある。また、死亡・相続に関しても、遺族が死亡者の契約関係を網羅的に把握できず、契約相手方である民間事業者への連絡漏れが生じる場合がある。 ワンストップサービスのインフラを活用して、本人や遺族から生命保険会社への連絡漏れが生じた個人の転居や死亡の情報が、生命保険会社からの照会を契機として当該生命保険会社に網羅的に連携されれば、保険会社においても、より迅速かつ確実な死亡保険金の支払や住所変更の手続に繋がり、特に高齢者に対する確実な契約管理、支払管理態勢の構築が可能となる。 『規制改革実施計画』(2018年6月15日閣議決定)において、住所や死亡等の情報を事業者等に迅速に提供できる仕組みについて、引越しワンストップサービス及び死亡・相続ワンストップサービスの取組の中で検討し結論を得ることとされているところであり、当該ワンストップサービスの枠組みにおいて、個人の手続を契機とした最新の住所情報等の連携と併せて、本人の事前同意を得たうえで、民間事業者からの照会を契機とした情報連携基盤の構築についても検討いただきたい。 	一般社団法人生命保険協会	内閣官房 総務省 法務省	引越しや死亡・相続の際に必要な行政や民間の手続について、本人等が行政機関や民間事業者に対して個別に手続を行っています。	住民基本台帳法 第22条、第23条、第24条、第24条の2、第25条 戸籍法 第86条	検討を予定	引越しや死亡・相続の際に必要な行政や民間の手続に係る国民の負担を軽減し、利便性を向上することを旨とし、ワンストップサービスを2019年度から順次開始できるような検討を進めています。 行政機関においては、住所や死亡に関する情報は住民基本台帳や戸籍を通じて連携が図られており、ワンストップサービスに伴い新たな情報連携基盤の構築は予定していません。また、住民基本台帳や戸籍について民間事業者を情報連携の対象に含めることは予定していません。		
300928029	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	行政機関からの照会に係る事務手続きの電子化	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続を電子化いただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関は、財産調査等を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社へ送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約100万件の税務関連照会、約30万件の福祉関係照会を受けている)。現状、生命保険会社は、このような行政機関からの照会について、手作業で目視確認しながら可能な限り迅速かつ適切に各寄せ等の事務処理を行い、行政機関への回答を行っているが、照会文書の様式が統一化され、手続の電子化が図られれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がるものと考えられる。 具体的には、例えば省庁間共通のプラットフォームを通じてデータ連携を行うなどの方法により照会手続が電子化できれば、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続の迅速化により、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援が早期化するなど国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。 官民データ活用推進基本法においては、行政手続のオンライン利用の原則化(同法第10条)や、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(同法第15条)が定められるなど、今後、政府一丸となって官民の情報連携に係るオンライン化の取組が推進されることとされており、当該取組を通じて、行政機関から事業者への照会手続を電子化することは、政府の方針にも合うものと考えられる。また、『デジタル・ガバメント実行計画』(2018年1月16日eガバメント関係会議決定)において、金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)について、官民双方の業務フローを整理した上で、原則としてデジタル処理を前提とした業務へと移行していくこととされているところ、保険会社への契約内照会についても同様の対応を行っていただきたい。 	一般社団法人生命保険協会	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省	<p>【総務省】</p> <p>地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われています。</p> <p>【財務省】</p> <p>国税当期においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税送れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。</p> <p>その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>生活保護における福祉事務所からの生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われています。</p>	<p>【総務省】</p> <p>地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第86条第6項他(国税徴収法第141条)</p> <p>【財務省】</p> <p>国税通則法第74条の2、第74条の3及び第131条、国税徴収法第141条</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>生活保護法第29条</p>	検討を予定	<p>【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】</p> <p>行政機関から金融機関(生命保険会社を含む)に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を行います。</p> <p>具体的には、内閣官房は、預貯金等の照会に係る実態調査等において洗い出される課題を踏まえて、関係府省や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目標に、その後の方向性を取りまとめます。</p>		
300928226	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	マイナンバーは通常の個人情報と同じ扱いについて	<p>マイナンバーは「特定個人情報」として非常に重い管理が課されている。しかし、マイナンバーはその番号のみで管理することとはせず、例えば、年金業務では基礎年金番号との連携、雇用保険等は健康保険番号、遺族保険では新たな番号との連携を検討している。結果マイナンバーだけでは甚大な不利益となるわけではなく、通常の個人情報と同じ程度の影響しかない。そこで、マイナンバーについても通常の個人情報と同等の扱いにしていきたい。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	内閣官房 個人情報保護委員会	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)は、マイナンバー及び特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報指します。)(合わせて「特定個人情報等」といいます。)の適切な安全管理措置の実施を求め、その具体的な内容を「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」「マイナンバーガイドライン」において定めております。また、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)は、個人情報の適切な安全管理措置の実施を求め、その具体的な内容を「個人情報の保護に関する法律」においてのガイドライン(通則編)「個人情報保護法ガイドライン」において定めております。	マイナンバー法 第12条 個人情報保護法 第20条、第21条 マイナンバーガイドライン 第4-2-①、(別添)特定個人情報の取扱いに関する安全管理措置(事業者編)	現行制度下で対応可能	<p>特定個人情報等及び個人情報に関して、各法律が求める安全管理措置については、基本的な要素は共通しており、各ガイドラインが求める個々の安全管理措置についても、その内容にほぼ差異はなく、特定個人情報が個人情報に比べて非常に重い管理が課されているわけではありません。</p> <p>個人情報保護委員会は、マイナンバーガイドラインが求める安全管理措置の内容をより分かりやすくするため、個人情報保護法ガイドラインの記載も考慮し、平成30年9月28日にマイナンバーガイドラインを改正しました。</p> <p>また、各ガイドラインが求める個々の安全管理措置の内容にほぼ差異がないことや、特定個人情報等及び個人情報の法律上の取扱いについて詳細にまとめた資料「個人情報」と「特定個人情報」～正しい理解のために～(平成30年9月最終改訂)をウェブサイト公表し、特定個人情報の取扱いに負担があるとの誤解が生じないように周知しております。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310208007	31年2月8日	31年3月22日	31年4月24日	スーパーコンピュータ分野における政府調達に係る自主的措置の見直し要望	<p>【提案の具体的内容】 WTO政府調達協定に基づき日本政府が政府調達の自主的措置として定めている「スーパーコンピュータ導入手続」において、昨今の急速な技術の進展に即して、適用範囲の見直しおよび今後の見直しの高頻度化を求める。</p> <p>【提案理由】 中央政府組織及び国立大学法人、研究機関、一部の民間企業は政府調達協定に基づき日本政府が定める「スーパーコンピュータ導入手続」(以下、本手続)の適用対象機関となっており、適用範囲(50TFLOPS以上)のコンピュータを調達する場合は、スーパーコンピュータとしてその手続に則った調達を行うこととなっている。本手続は「50TFLOPS以上の理論的最高性能を有するスーパーコンピュータの導入に適用されるが、この対象範囲は必要に応じ見直すこととされているものの、2014年を最後に改正されていない状況にある。一方でコンピュータの性能は年々向上しており、AIの計算等に用いる高性能汎用型コンピュータが本手続の対象範囲に含まれてしまう実態にある。今後、AIやディープラーニング等の研究推進やそれらを活用したサービス実現等のために、高性能汎用型コンピュータの調達が見込まれるが、本手続に則った調達を行う場合、調達までに少なくとも1ヶ月以上の時間を要することとなり、わが国の学術の発展や研究開発、最先端の技術を活用したサービス提供の足枷となることが懸念される。コンピュータ性能の向上など急速な技術進歩の状況に応じて、たとえば少なくとも年1回程度で範囲の見直しを行うことなど、見直しの頻度を高めることが望ましい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	文部科学省 経済産業省 内閣官房	スーパーコンピュータの導入に当たっては、透明、公開かつ無差別な競争の手続を設けるとともに、各機関がその導入目的に最も合致したスーパーコンピュータを導入することを確保する目的で、「スーパーコンピュータ導入手続」を含む「政府調達手続」に関する運用指針等について(平成26年3月31日関係省庁申合せ)が定められ、その「1. 適用範囲」において「3. この手続は50TFLOPS以上の理論的最高性能を有するスーパーコンピュータの導入に適用されるが、この対象範囲は必要に応じ見直すこととする。」とされています。この対象範囲の見直しに関しましては、関係省庁において、スーパーコンピュータとしての適切な基準値を検討の上、決定するというプロセスをとっております。	「政府調達手続」に関する運用指針等について(平成26年3月31日関係省庁申合せ)	検討を予定	「スーパーコンピュータ導入手続」の具体的な適用範囲は、ご提案のとおり、これまでも技術進歩の状況に応じて見直しを進めてきたところです。今後も、いただいたご提案等を踏まえ、適切に見直しを進めてまいります。		
310208008	31年2月8日	31年3月6日	31年4月24日	行政機関から生命保険会社への情報照会に係る事務手続きの電子化	<p><提案内容と提案理由> 行政機関は、財産調査等を目的として、生命保険会社に保険契約の有無や契約内容を照会している。照会手続は多種多様な様式の文書の送付により実施されるため、生命保険会社は目視確認しながら手作業で名寄せ等の事務処理を行わなければならない。大きな負担となっている。 そこで、照会文書の様式を統一するとともに、手続を電子化すべきである。昨年度も同様の要望を提出し、所管省庁からは前向きな回答を得た。また、「官民データ活用推進基本法」において、行政手続のオンライン利用の原則化(第10条)や、官民の情報システム連携を促すための基盤整備(第15条)が定められ、「デジタル・ガバメント実行計画」にも、「金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)」が盛り込まれている。こうした状況を踏まえ、行政機関から生命保険会社への情報照会の電子化に向けた取り組みを加速すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省	<p>【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われています。</p> <p>【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・身振保全に取り組んでいるところです。その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【厚生労働省】 生活保護の照会については、書面等で行われておりますが、平成27年度から照会文書の様式を統一化しております。また、本年3月6日に開催された、地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で、様式を統一化した旨周知を行いました。</p>	<p>【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条)</p> <p>【財務省】 国税通則法第74条の2、第74条の3及び第131条、国税徴収法第141条</p> <p>【厚生労働省】 生活保護法第29条</p>	<p>【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】 行政機関から金融機関(生命保険会社を含む)に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を行います。 具体的には、内閣官房は、預貯金等の照会に係る実態調査等において洗い出される課題を踏まえ、関係府省や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性を取りまとめます。</p> <p>【総務省】 地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。</p> <p>【財務省】 照会文書の書式の統一化については、業界団体と協議を実施した上で、平成27年4月に統一しております。</p> <p>【厚生労働省】 毎年3月初旬頃に開催される地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で周知を行う予定です。また、生命保険会社に対する照会様式を出力するためのシステム改修経費について、平成30年度第2次補正予算に計上しました。</p>	検討を予定		◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
31020810	31年2月8日	31年3月6日	元年7月25日	保育所入所に必要な証明書に関する見直し	<p><提案内容と提案理由> 保育所・学童保育所の入所等に当たり、申請者は就労証明書や休業証明書、復職証明書等を提出しなければならない。申請者(従業員)を雇用する企業(勤務先)が作成している各種証明書について、以下3点を要望する。</p> <p>① 名称の統一(就労証明書) 就労証明書、勤務証明書や在職証明書など、市区町村で名称が異なり、従業員からの問い合わせや従業員への案内に負担が生じているため、名称を「就労証明書」に統一すべきである。</p> <p>② 様式及び記載項目(定義)の統一(就労証明書、休業証明書、復職証明書等) レイアウトや記載項目の定義が異なるため、各自治体の様式に対応した証明書を作成しなければならない。広域で活動する企業を中心に極めて重い事務負担が発生している。就労証明書については、内閣府が中心となり「標準的様式」を作成したものの、標準的様式の採用は各自治体の裁量に委ねられているほか、同様式を活用した自治体においても、備考欄に様々な情報の追加記載を求めるケースが発生している。そこで、標準的様式の活用を必須とし、記載項目(定義)も統一し、備考欄への追加も最小限とすべきである。</p> <p>(参考) ・レイアウトが異なる例:氏名、住所、勤務実績等の項目の位置 ・記載項目の定義が異なる例: ① 給与額:通勤手当を含む/含まない、賞与を含む/含まない、基本給のみ、総支給額等 ② 勤務日数:有給休暇を含む/含まない ③ ①や②の必要月数:3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月 ④ 勤務時間:休憩時間を含む/含まない 育児短時間勤務取得の場合に取得前の勤務時間/取得後の勤務時間 ※なお、標準様式では、休憩時間を含むと明記されているが、育児短時間の場合の取り扱いの記載がないため、解釈に迷う。</p> <p>③ 社印押印の代替手段の検討加速化(就労証明書) 就労証明書には企業(勤務先)の社印を押印しなければならない。2018年10月より、マイナンバーの「就労証明書作成コーナー」を活用することで証明書の記載事項を電子的に入力できるようになったが、押印が必要なために証明書を印刷する作業が残り、一連の作成プロセスが電子的に完結しない。規制改革推進会議・行政手続部会の資料には、「就労証明書と同様の証明書の真正性が電子的に担保できる手続がある場合には、社印等の押印は不要だと考えており、そのためにどのような手法や仕組みが利用可能か、政府全体の電子化への取組も見据えつつ研究してまいりたい」とあるため、検討を加速化すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府 厚生労働省	<p>・企業において、記載内容の異なる複数の就労証明書を限られた期間内に手作業で大量に作成する必要があり、人事担当者の負荷や体制整備に係るコスト等が深刻な問題となっていること。 ・同時に、複数の自治体で就労証明書の様式が異なっていることにより、作成に当たっての企業等から市区町村への問合せが頻回に発生し、結果的に市区町村の負担増にもつながっているとの声があることを踏まえ、「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的様式について」(平成29年8月8日内閣府・厚生労働省通知)により、各市区町村の意見を踏まえて作成した就労証明書の標準的様式の活用を市区町村に対して要請しています。 ・「就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関するフォーラム」調査結果等について(平成30年10月16日内閣官房・内閣府・厚生労働省事務連絡)のとおり、平成30年8月時点で標準的様式を「活用している」「平成30年度又は平成31年度入所分から活用予定」との回答が全市区町村の約49%あり、平成29年12月に実施した調査の結果では約37%であったことと比べて、一定の進捗が見られました。また、同事務連絡において、「就労証明書の標準的様式の活用に関する留意事項」を示しつつ、標準的様式の積極的な活用を改めて要請しています。</p>	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第2条第2項第2号	①、② 対応 ③ 検討に着手	<p>①、②について 規制改革推進に関する第4次答申(平成30年11月19日規制改革会議)において、「平成32年度入所分の標準的様式の普及率を保育所等申込者数ベースで70%とする目標を設定し、標準的様式の普及率の抜本的向上を図る。この目標を達成するため、地方自治体に対して実施したアンケートの調査結果を精査するとともに、大都市の地方自治体において特に導入が進んでいない理由(記載項目が不足等)を分析し、早急に実効的な対策(例えば、大都市向けの標準的様式の作成など)を立てて、標準様式化、デジタル化を働きかける」ととされていることを踏まえ、現在、民間企業、地方自治体、規制改革推進室等と協力して大都市向けの標準的様式を作成しており、その際、企業の負担軽減のため、できる限り項目名や記載要領の統一を図ることとしています。今後、本年7月を目途に、大都市向けの標準的様式を提示し、平成32年4月入所分からの活用を依頼することとしています。</p> <p>③について 規制改革推進に関する第4次答申(平成30年11月19日規制改革会議)において、平成33年度までに、「押印不要化を含め、デジタルで完結する仕組みの構築に向けて、関係府省が協力して検討を進める」ととされていることを踏まえ、研究を行ってまいります。</p>		◎